

秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年10月21日秦野市条例第21号）別表第2の項 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度障害者の健康の維持及び生活の安定に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	秦野市重度障害者医療費助成に関する条例（平成8年条例第25号）第6条第2項
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	重度障害者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	秦野市重度障害者医療費助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	